

運賃及び料金の適用方

I 運賃の適用方

1. 2等旅客運賃

- (1) 片道2等旅客運賃は、旅客が2等の船室に片道1回乗船する場合に適用する。
- (2) 往復2等旅客運賃は、旅客が2等の船室に往復1回乗船する場合に適合する。ただし、東北(不)85は除く。
- (3) 2等旅客乗船券は、旅客が途中下船したときは、前途の区間は無効とする。

2. 小児旅客運賃

- (1) 次の旅客には、小児旅客運賃を適用する。
 - イ. 小学校に就学している小児
 - ロ. 大人に同伴されずに、又は団体として乗船する1歳以上で小学校に就学していない小児
 - ハ. 大人に同伴されて乗船する1歳以上で小学校に就学していない小児であって、大人1名につき1人を超えるもの
- (2) 1歳未満の小児の運賃及び大人に同伴されて乗船する1歳以上で小学校に就学していない小児（団体として乗船するものを除く）の運賃であって大人1名につき1人分は無料とする。
- (3) 小児旅客運賃は、大人運賃の半額とし、10円未満の端数は、5円以上は切上げ、5円未満は切捨てる。

3. 団体旅客運賃

- (1) 一般団体旅客運賃は、旅行目的及び行程等を同じくし、かつ、同一区間を同一便で旅行する者で構成された15名以上の旅客が乗船する場合に適用する。
- (2) 学生団体旅客運賃は、旅行目的及び行程等を同じくし、かつ、同一区間を同一便で旅行する者で構成された15名以上の次に掲げる学校等の学生及び生徒等とその付添人で、これらの者が所属する学校等の長から申込みのあった場合に適用する。
 - イ. 学校教育法第1条の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、大学、特別支援学校及び幼稚園（通信教育を含む）
 - ロ. 上記イ.以外の国公立の学校
 - ハ. 学校教育法第124条及び第134条第1項の私立学校
 - ニ. 児童福祉法第39条の保育所

4. 受託手荷物運賃（東北58号に適用）

- (1) 受託手荷物運賃は、旅客がその乗船区間について運送を委託する手荷物1個を、片道1回運送する場合に適用する。

(2) 受託手荷物券は、旅客が途中下船したときは、前途の区間は無効とする。

5. 特殊手荷物運賃 〈 東北 58 号に適用 〉

(1) 特殊手荷物運賃は、旅客がその乗船区間について運送を委託する特殊手荷物 1 個を片道 1 回運送する場合に適用する。

(2) 特殊手荷物券は、旅客が途中下船したときは、前途の区間は無効とする。

6. 小荷物運賃 〈 東北 58 号に適用 〉

小荷物運賃は、荷送人からの輸送の委託を受けた小荷物 1 個を、片道 1 回運送する場合に適用する。

II 料金の適用方法

1. 急行料金は、旅客が急行便を片道 1 回利用する場合に適用する。

2. 船室貸切料金は、旅客が特定の船室を定員に下回る人数で専用して片道 1 回乗船する場合に適用する。

3. 前各号の料金券は、旅客が途中下船したときは、前途の区間は無効とする。

4. 小児の料金

(1) 次の旅客には、小児の料金を適用する。

イ. 小学校に就学している小児

ロ. 大人に同伴されずに、又は団体として乗船する 1 歳以上で小学校に就学していない小児

ハ. 大人に同伴されて乗船する 1 歳以上で小学校に就学していない小児であって、大人 1 名につき 1 人を超えるもの

(2) 1 歳未満の小児の料金及び大人に同伴されて乗船する 1 歳以上で小学校に就学していない小児（団体として乗船するものを除く）の料金であって、大人 1 名につき 1 人分は無料とする。

(3) 小児の料金は、大人の料金の半額とし、10 円未満の端数は、5 円以上は切上げ、5 円未満は切捨てる。

III 運賃及び料金の割引

1. 運賃及び料金の割引は、次のとおりとする。

(1) 身体障害者に対する運賃及び料金の割引

身体障害者及びその介護者に対する運賃及び料金の割引は、次に定めるところによる。

イ. 身体障害者の定義

この割引の適用において、身体障害者とは、身体障害者福祉法第 15 条第 4 項の身体障害者手帳の交付を受けている者をいう。

ロ. 適用条件

この割引の適用に当たっての条件は、次のとおりとする。

- ① 適用対象者であることを確認する。なお、確認に際しては、身体障害者に過度な負担とならないよう、合理的な方法で行うように留意する。
- ② 介護者については、身体障害者 1 名について当社において介護能力があると認めた介護者 1 名が、当該身体障害者と同一の乗船区間、乗船等級等により旅行する場合に限る。
- ③ 身体障害者が盲ろう者であって、当該盲ろう者の通訳・介助員については、当該盲ろう者 1 名について当社において通訳・介助能力があると認めた通訳・介助者 2 名までが、当該盲ろう者と同一の乗船区間、乗船等級等により旅行する場合に限る。

ハ. 割引の内容

身体障害者及び介護者又は通訳・介助員の旅客運賃の割引は 5 割引とする。

(2) 被救護者に対する運賃及び料金の割引

次に掲げる施設又は団体から救護又は保護を受ける者（以下「被救護者」という）及びその付添人で、次の適用条件に適合する者に限って、旅客運賃の割引は 5 割引とする。

イ. 施設又は団体

- ① 児童福祉法第 12 条の 4 の児童相談所付設の一時保護所並びに同法第 41 条から第 44 条までの各施設
- ② 生活保護法第 38 条の保護施設
- ③ 社会福祉法第 2 条の救護施設、施療施設及び宿泊提供施設で前号以外のもの
- ④ 少年院法第 3 条の少年院及び少年鑑別所法第 3 条の少年鑑別所
- ⑤ 更生保護法第 29 条の保護観察所

ロ. 適用条件

この割引の適用に当たっての条件は、次のとおりとする。

- ① 本人所属の施設又は団体から交付を受けた所定の旅客運賃割引証を提出した者に限る。ただし、被救護者が行商等営利目的として旅行する場合を除く。
- ② 被救護者の付添人については、当該被救護者が老幼者、身体障害者又は逃亡のおそれがあるものであり、当社において付添いが必要と認めた場合に限る。

(3) 知的障害者に対する運賃及び料金の割引

知的障害者及びその介護者に対する運賃及び料金の割引は、次の定めるところによる。

イ. 知的障害者の定義

この割引の適用において、知的障害者とは昭和 48 年 9 月 27 日厚生省発児第 156 号厚生事務次官通知「療育手帳制度について」に規定する療育手帳の交付を受けている者をいう。

ロ. 適用条件

この割引の適用に当たっての条件は次のとおりとする。

- ① 適用対象者であることを確認すること。なお、確認に際しては、知的障害者に過度な負担にならないよう、合理的な方法で行うように留意する。
- ② 介護者については、知的障害者 1 名について当社において介護能力があると認められた介護者 1 名が、当該知的障害者と同一の乗船区間、乗船等級等により旅行する場合に限る。

ハ. 割引の内容

知的障害者及び介護者の旅客運賃の割引は 5 割引とする。

(4) 精神障害者に対する運賃及び料金の割引

精神障害者及び介護者に対する運賃及び料金の割引は、次の定めるところによる。

イ. 精神障害者の定義

この割引の適用において、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 45 条第 2 項の精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者をいう。

ロ. 適用条件

この割引の適用に当たっての条件は、次のとおりとする。

- ① 適用対象者であることを確認すること。なお、確認に際しては、精神障害者に過度な負担にならないよう、合理的な方法で行うように留意する。
- ② 介護者については、精神障害者 1 名について当社において介護能力があると認められた介護者 1 名が、当該精神障害者と同一の乗船区間、乗船等級により旅行する場合に限る。

ハ. 割引の内容

精神障害者及び介護者の旅客運賃の割引は 5 割引とする。

(5) 勤労青少年及び勤労青年学校生に対する運賃及び料金の割引

次に掲げる勤労青少年及び勤労青年学校生で、次の適用条件に適合する者に限って、旅客運賃の割引は 2 割引とする。

イ. 勤労青少年及び勤労青年学校生の定義

- ① 労働基準法の適用を受ける事業所、もしくは事務所（以下「事業所」という）に雇用される者（以下「従業員」という）又は事業所以外の箇所に、家事労働のために雇用される者（以下「家事使用人」という）であって、次の各号に適合する者をいう。
 - 年齢が 15 歳以上 20 歳未満
 - 就職に際して住所を移転した者
- ② 社会教育法の規定により開設した勤労青年学校の学校生

ロ. 適用条件

次に掲げる代表者から交付を受けた所定の旅客運賃割引証を提出した者に限る。

- ① 勤労青少年が従業員の場合は、当該事業所の代表者

- ② 勤労青少年が家事使用人の場合は、都道府県労働局（厚生労働省設置法の定めるものをいう）の局長
- ③ 勤労青年学校の学校生の場合は、市区町村の教育委員会の代表者

(6) 往復旅客運賃に対する割引

往復旅客運賃の割引率は、復路運賃（料金を含む）を1割引とする。

(7) 団体旅客運賃に対する割引

団体旅客運賃に対する割引は、次のとおりとする。

- イ. 一般団体旅客運賃の割引率は、旅客運賃及び料金を1割引とする。
- ロ. 学生団体旅客運賃の割引率は、2等旅客運賃（急行便にあつては、急行料金を含む）を大人（付添人を含む）については3割引、小児については1割引とする。

(8) 回遊に係る旅客運賃、特殊手荷物運賃の割引

国内の旅客航路事業者または国内のほかの交通機関との回遊運送の旅客運賃（料金を含む）、特殊手荷物運賃の割引率は1割引とする。

(9) 企画商品に係る旅客運賃の割引

当社が企画する企画商品に係る旅客運賃（料金を含む）の割引率は、個別事案ごと運輸局長に届出をしたところによる。

(10) 主催旅行契約に係る旅客運賃の割引

旅行業を営む者が企画する特定の往復又は回遊旅行の旅客運賃（料金を含む）の割引率は2割引以内とする。

(11) 当社のホームページからプリントアウトした割引券を持参した旅客運賃（料金を含む）の割引率は1割引とする。同行者割引は1グループまで適用とする。

(12) コムレイドクラブ「船の旅と海の仲間の会」の個人会員が会員カードを提示した者に対して、運賃の1割引とする。同行者割引は1グループまで適用とする。

(13) 日本自動車連盟「J A F」、ネクスコ東日本の個人会員カードを提示した者に対して、旅客運賃（料金を含む）の割引率は1割引とする。同行者割引は1グループまで適用とする。

(14) 旅行業者が企画するインバウンドツアーの旅客運賃割引は、次のとおりとする。

大人（基本運賃の 20%割引） 中学生以上の学生（基本運賃の 30%割引）
小学生（大人基本運賃の半額からさらに 20%割引）

(15) 一般社団法人 日本旅客船協会企画「国内旅客船の小児運賃を無料とするキャンペーン」として、保護者（引率者も含む）に同伴されて乗船する小学生の旅客運賃を「こどもの日」に限り無料とする。

(16) シルバー割引

身分証明証を提示した 65 歳以上の者に対して、旅客運賃の 1 割引とする。
同行者割引は 1 グループまで適用とする。

(17) 割引運賃の重複適用の禁止

割引運賃で 2 以上の割引条件に該当する場合は重複して適用しない。

(18) 端数の整理

割引後の運賃（料金を含む）の 10 円未満の端数は、切上げとする。